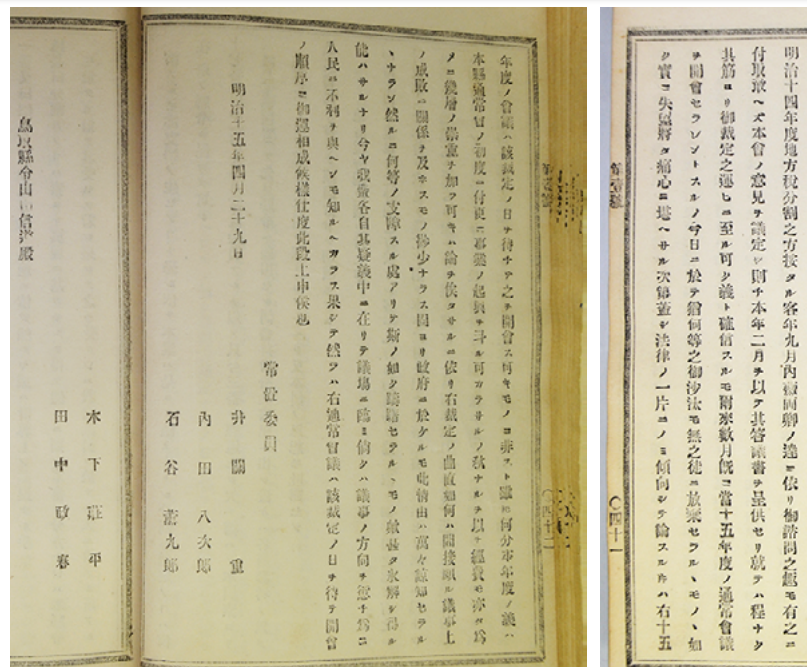


## 近代

第12章 近代国家の成立 2. 立憲国家の成立 (1) 初期議会

## 明治初期の鳥取県会

『鳥取県会議事録 明治十五年』第5号  
(鳥取県立図書館蔵) ★

## 地方税分割の儀につき上申

## 解説



これは、1882(明治15)年の鳥取県会議事録からとったもので、政府が鳥取県と島根県の合県を撤回して分県するにあたり、両県及び政府の間で資産等配分のやりかたをどうするか文書でやり取りをした際に、鳥取県会がどのような扱いであったかがわかる資料である。

1878(明治11)年の地方三新法制定により地方民会が整備され、地方制度の近代化が漸進的に進められていく。しかし、鳥取県当局は、県会に対して島根県や政府とのやりとりの情報を確決に至るまで全く流さず、終始蚊帳の外に置く扱いをしていた。

「府県会規則」で定められた予算議定権にかかわる問題であっても実際は深く立ち入れなかった県会の実態は、民会の存在が過大に評価はできないことを示している。

(担当：前田孝行)

## 【意識】

明治十四年度の地方税分割の方針案については、昨年の政府通達にもとづく諮問があったので、本会の意見を決議し二月に答議書を提出したところである。まもなく政府の正式の判断がなされると見込んでいるが、以後の数ヶ月、もはや十五年度の会議が開かれようとする現在においてまで、何の動きもなく、あたかも放棄扱いのようにされているのは全く心外である。

明治十四年度地方税分割の方按タル、客年九月内蔵両卿ノ達ニ依リ御諮問之趣有之ニ付、取敢ヘズ本会ノ意見ヲ議定シ、則チ本年二月ヲ以テ其答議書ヲ呈示セリ。就テハ、程ナク其筋ヨリ御裁定之運ヒニ至ル可ク義ト確信スルモ、爾来数月、既ニ当十五年度ノ通常會議ヲ開会セラレントスルノ今日ニ於テ猶何等之御沙汰モ無之、徒ニ放棄セラル、モノ、如ク実ニ失望、将タ痛心ニ堪ヘサル次第。(後略)

明治十五年四月二十九日

常置委員

井關重

内田八次郎

石谷重九郎

木下莊平

田中政春

鳥取県令 山田信道殿

## 参考資料

・鳥取県『新鳥取県史資料編 近代4 行政1』(2016年)